

# 船舶事故調査報告書

令和4年3月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 事故種類                             | 衝突  |
| 発生日時                             | 令和3年9月21日 08時30分ごろ  |
| 発生場所                             | 鹿児島県南さつま市小湊漁港北方沖<br>片浦港灯台から真方位047° 5.0海里付近<br>(概位 北緯31° 28.7' 東経130° 15.2')   |
| 事故の概要                            | 漁船第三十八邦栄丸は、東進中、また、プレジャーボートさちかぜは、錨泊中、両船が衝突した。  |
| 事故調査の経過                          | 令和3年9月30日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | A 漁船 第三十八邦栄丸、4.9トン<br>KG3-23355（漁船登録番号）、個人所有<br>B プレジャーボート さちかぜ、5トン未満（長さ6.32m）<br>295-40268鹿児島、個人所有   |
| 乗組員等に関する情報                       | A 船長A、一級小型・特殊・特定<br>B 船長B、一級小型・特殊・特定  |
| 負傷者                              | A なし<br>B なし  |
| 損傷                               | A 左舷船首部外板に擦過傷<br>B 右舷中央部外板に亀裂   |
| 気象・海象                            | 気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好<br>海象：波高 約0.5m 潮汐 下げ潮の初期   |
| 事故の経過                            | A船は、船長A及び甲板員が乗り組み、引き縄漁を行い、次の漁場を探索しながら約3～4ノットの対地速力で東進中、船長Aが、左舷中央部にいた甲板員から危ないと声をかけられ目の前のB船に気付いて、慌てて主機を後進に掛けたが間に合わず、右舷船首部がB船の右舷中央部に衝突した。<br>船長Aは、前方からの太陽光が眩しい状態であったことと、次の漁場である右舷前方に注意し、GPSプロッターの画面を時々見ながら航行していたので、前路で錨泊中のB船に気付かなかったと本事故後に思った。<br>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人2人を乗せ、船首を南方に向けて錨泊中、右舷中央部で座って釣りをしていた船長Bが、B船に向かってくるA船を認めたが、他船が釣果を聞きに近づいて来てくることがあるので、今回も同様に釣果を聞きに来ていると思い、釣りを続けていたところ、速度を落とさずに接近してくるので衝突の危険を感じ、大声で叫びながら両手を大きく振ったものの、右舷中央部とA |

|              |  |
|--------------|--|
|              | 船の右舷船首部とが衝突した。   |
| <b>分析</b>    | <p>A船は、東進中、前方からの太陽光で前方が見えにくい状況下、船長Aが、次の漁場である右舷前方に注意し、GPSプロッターの画面を時々見ながら航行を続けたことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中、船長Bが、釣りを行っていたところ、接近するA船を認めた際、釣果を聞きに近づいて来る他船と同様にA船が釣果を聞きに近づいて来ていると思い、錨泊を続けたことから、大声で叫びながら両手を大きく振ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>                              |
| <b>原因</b>    | <p>本事故は、A船が太陽光により前方が見えにくい状況で東進中、B船が錨泊中、船長Aが、次の漁場である右舷前方に注意し、GPSプロッターの画面を時々見ながら航行を続け、また、船長Bが、釣果を聞きに近づいて来る他船と同様にA船が釣果を聞きに近づいて来ていると思い、錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>   |
| <b>再発防止策</b> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、特定の方向だけに注意することなく、また、進行方向が太陽光により眩しい場合には、サングラスを着用するなどして前路の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、錨泊中であっても、他船が自船に気付いているとは思わず、見張りを継続し、余裕のある時機に有効な音響による信号を行い、必要に応じて移動するなど衝突を避けるための措置を講じること。</li> </ul> |